

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 保健師助産師看護師法の一部改正

一 受験資格の改正

- 1 保健師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を六月以上から一年以上に延長すること。 (第十九条関係)
- 2 助産師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を六月以上から一年以上に延長すること。 (第二十条関係)
- 3 看護師国家試験の受験資格を有する者として、文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者を明記すること。 (第二十一条関係)

二 保健師、助産師、看護師及び准看護師の研修

保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないものとする。 (第二十八条の二関係)

第二 看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正

- 1 看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針に定める事項について、看護師等の研修等を明記すること。 (第三条第二項関係)
- 2 国の責務について、看護師等の研修等を明記すること。 (第四条第一項関係)
- 3 病院等の開設者等の責務について、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施及び看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮を明記すること。 (第五条第一項関係)
- 4 看護師等の責務について、研修を受ける等を明記すること。 (第六条関係)

第三 施行期日等

- 一 この法律は、平成二十二年四月一日から施行すること。 (附則第一条関係)
- 二 保健師国家試験及び助産師国家試験の受験資格等に関する経過措置その他所要の規定を整備すること。